電子モニター及び付属機器設置場所の貸付に係る入札案内書

入札日時 令和3年9月22日(水) 午後2時

入札場所 市役所本庁舎 1階 入札室

令和3年8月

小田原市役所

目 次

| 電子モニター及び付属機器設置場所の貸付に係る入札案内書 | 2 |
|-----------------------------|---|
| 入札参加申込書(様式1) | 9 |
| 誓約書(様式2)1(| Э |
| 小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書(様式3) | 1 |
| 入札書(様式4)12 | 2 |
| 委任状(様式5)13 | 3 |
| 仕様書·······14 | 4 |
| 公有財産賃貸借契約書(様式6)20 | S |

電子モニター及び付属機器設置場所の貸付に係る入札案内書

1 貸付物件

| 施設名 | 所在地 | 貸付場所 |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 小田原市役所本庁舎 | 小田原市荻窪 300 番地 | 2階戸籍住民課前待合ロビーの一部 |
| | | 2階戸籍住民課受付カウンターの一部 |
| 川東タウンセンター | 小田原市中里 273 番地の 6 | 1 階住民窓口前待合ロビーの一部 |
| | | 1階住民窓口受付カウンターの一部 |
| 城北タウンセンター | 小田原市飯田岡 382 番地の 2 | 1階住民窓口前待合ロビーの一部 |

2 貸付目的

貸付物件は電子モニター及び付属機器を設置し運営することを目的として貸付を行います。

3 貸付期間

令和3年(2021年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日まで(5年間)

4 貸付契約上の主な条件

(1) 契約の内容

本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。

(2) 貸付料

貸付期間中の貸付料総額は、落札額(月額)×1.10(消費税)×60か月により算出した額とし、小田原市が発行する納入通知書により、各年度の貸付料を、次の日までに納付していただきます。

- ○令和3年度分貸付料(令和3年10月~令和4年3月分) ··· 令和3年11月30日
- ○令和4年度分貸付料(令和4年4月~令和5年3月分) … 令和4年4月30日
- ○令和5年度分貸付料(令和5年4月~令和6年3月分) … 令和5年4月30日
- ○令和6年度分貸付料(令和6年4月~令和7年3月分) … 令和6年4月30日
- ○令和7年度分貸付料(令和7年4月~令和8年3月分) … 令和7年4月30日
- ○令和8年度分貸付料(令和8年4月~令和8年9月分) … 令和8年4月30日

(3) 設置機器の仕様

設置する電子モニター及び付属機器の仕様の詳細については、別記の【仕様書】をご 参照ください。

(4) 設置条件

ア 契約期間中の電子モニター及び付属機器の更新は、閉庁時間中に実施することとします。

- イ 電子モニター及び付属機器の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子 メーター設置費用を含む。)維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者が負担と するものとします。
- ウ 電子モニター及び付属機器の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない 方法により、落下、転倒防止などの安全対策を講じるとともに、施設の維持管理及 び災害時の避難誘導の支障とならないようにしてください。
- エ 光熱水費は設置事業者の負担とし、電子モニター及び付属機器が設置された施設 全体の電気使用量及び使用料金を基に、設置された電子モニターの仕様による電気 使用量から按分して算出した電気料を、市の定める納入期限までに納入通知書によ り年額を納入してください。

(5) 広告の放映

- ア 設置事業者は、広告の放映に当たり、広告主との間で広告放映に関する契約を締結し、報酬等を受領できます。
- イ 電子モニターにより広告を放映する広告主の選定及び広告の内容については、小田原市有料広告掲載要綱及び小田原市施設内掲示型有料広告事業に係る広告モニター広告掲載要領(以下「要綱等」という。)を遵守するとともに、事前に小田原市の審査を受け、その承認を得たものでなければ放映できません。
- ウ 広告内容、デザイン等が要綱等に違反している時及び市の施設で放映する広告としてふさわしくないと小田原市が合理的な理由により判断した時は、小田原市は広告の内容の修正を求めることができます。また、その際の費用は事業者が負担するものとします。
- エ 広告映像の内容について、一切の責任は事業者が負うものとし、小田原市は責任 及び負担を負いません。
- オ 小田原市に対して、第三者から広告活動に関連して被害を被ったという申し出が あったときは、設置事業者の責任及び負担において解決してください。

(6)維持管理

- ア 機器及びソフトウェアに異常が生じた場合は、原則即日復旧作業を行うこととします。ただし、異常発生の時間帯によっては翌日対応も可能とします。
- イ 電子モニター及び付属機器の設置に伴う事故については、小田原市の責任となる 事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとします。
- ウ 電子モニター及び付属機器に係る盗難事故や破損事故に関しては、小田原市の責 によることが明らかな場合を除き、小田原市は一切の責を負わないものとします。

(7) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、小田原市が指定する日までに速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を小田原市に請求することができません。

5 入札概要

| 項目 | 日程 |
|---------|-------------------------------|
| 入札申込期間 | 令和3年8月16日(月)から8月30日(月)まで |
| 入札日時・場所 | 令和3年9月22日(水)午後2時 市役所本庁舎1階 入札室 |
| 契約の締結期限 | 令和3年9月29日(水) |

^{※2}社以上の参加がない場合、入札を中止します。

6 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き1年以上、電子表示機器を使用した広告事業を営んでいること(小田原市において、電子モニター及び付属機器の設置に関して、行政財産の目的外使用許可を引き続き1年以上受けている場合も含む。)。
- (3)入札公告の日から落札決定までの間、小田原市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4)会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 次のアからオに該当しないこと。
 - ア 小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下「市条例」という。) 第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等
 - ウ 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
 - エ 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)
 - オ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 個人の場合は小田原市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店(主たる事務所)、支店又は営業所を有すること。
- (7) 国税及び住民登録地又は本店所在地における市町村税又は特別区税の未納がないこと。

7 入札申込手続き

(1) 申込受付期間

令和3年8月16日(月)から令和3年8月30日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

※受付時間は午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。) です。

(2) 提出方法

郵送または書類を持参

【提出先】

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市市民部戸籍住民課管理係(市役所本庁舎2階)

※郵送の場合は、令和3年8月30日(月)の午後5時00分までに必着するよう 書留郵便でお送りください。

(3)提出書類

- ア 入札参加申込書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書(様式3)
- エ 証明書

個人の場合・・・印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合・・・印鑑証明書、登記事項証明書(現在事項証明書又は代表者事項証明書) ※発行後3箇月以内のものとします。

才 納税証明書

個人の場合・・・国税(申告所得税、消費税・地方消費税)、住民登録地の市税(市 県民税)の納税証明書

法人の場合・・・国税(法人税、消費税・地方消費税)、本店(主たる事務所)所 在地の市税(法人市民税)の納税証明書

※非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

※発行後3箇月以内、最新年分のものとします。

- カ 設置を予定している電子モニター及び付属機器の仕様がわかる書類 (カタロクでも可)
- キ 入札保証金免除のための証明書類(詳細は別記【入札保証金】の項を参照)
- (4) 入札参加資格確認通知書の交付
- (3) の書類を提出後、書類審査のうえ受付が完了しましたら、入札参加資格確認通知書が郵送されます。入札当日に必ず持参してください。

8 入札.

(1)入札及び開札の日時

令和3年9月22日(水) 午後2時

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

(2) 入札及び開札の場所

市役所本庁舎1階 入札室

(3) 入札方法

ア 入札金額は、<u>1 か月間(月額)の貸付料の金額(消費税を加算しない金額)</u>を記載すること。

イ 入札書には、入札金額のほか指定事項を記載し、記名押印してください。

- ウ 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押印してください。
 - ※金額を訂正されたものは無効となりますので、新しい入札書に記載し直してください。
- エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は撤回をすることができないものとします。
- オ 入札書は、入札者又はその代理人が持参してください。 ※代理人が入札をする場合は、委任状(様式5)の提出が必要となります。

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めるときは、入 札期日を延期し、入札を拒み、又は入札を中止することがあります。

(5)入札の無効

次のいずれかに該当すると認めた入札は、無効とします。

- ア 入札を行う資格のない者が入札したもの
- イ 所定の日時までに到着しないもの
- ウ 記名押印のないもの又は入札内容が明らかでないもの
- エ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもつて価格を表示しないもの
- オ 同一事項に対し、同時に2通以上の入札をしたもの
- カ 不正な行為により入札したもの
- キ その他、担当職員が特に指定した事項に違反したもの
- (6) 入札時に持参する書類
 - ア 入札参加資格確認通知書
 - イ 委任状(様式5)
 - ※代理人が参加する場合のみ必要です。
 - ウ 入札書(様式4)
 - エ 印鑑(入札者又は代理人のもの)

(7) 入札保証金

小田原市契約規則第8条により、現金等をもって見積金額(入札金額から算定される3年間の総額)の100分の5以上の額を入札保証金として市の指定する期日までに納付することとします。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、契約書等その証明書類の提出をもって入札保証金については免除します。

- ア 平成28年9月22日以降において国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。)、小田原市又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約(電子モニター及び付属機器設置場所の貸付契約)を締結し、その契約を誠実に履行したもの
- イ 平成28年9月22日以降において小田原市の市有施設において、電子モニター及び付属機器の設置実績があり、これを誠実に履行したもの
- ウ 小田原市の指名競争入札参加資格名簿に登載されているもの

9 落札

- (1) 有効な入札により、最高額で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせて落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるとき は、入札事務に関係のない職員がこれを行います。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、令和3年9月29日(水)までに、小田原市と公有財産賃貸借契約書(様式6)により契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約の締結および履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 契約金額は、落札価格×1.10 (消費税)×60か月 となります。
- (4) 本件契約締結までに、契約保証金として貸付額の3か月相当分【落札額(月額)×1.10(消費税)×3か月(円未満切上げ)】を納入していただきます。

ただし、契約者が過去5年間に国(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。)、小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、この保証金を免除します。

- (5) 契約保証金は、本件契約期間満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、落札者に還付します。
- (6) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあった場合も、契約内容を引き継ぐものとします。

11 入札結果の公表

入札の結果については、その内容(物件所在地、落札金額、落札者)を小田原市ホームページにて公表します。

12 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、小田原市財産規則、小田原市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

13 問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市役所 市民部戸籍住民課管理係 電話 0465-33-1381

※受付時間は土曜日・日曜日・祝日を除いた平日の午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く)とします。

14 設置場所の概要

| 施設名 | | 概要 | | | |
|-----------|-----------------|---------------------------|--|--|--|
| 小田原市役所本庁舎 | 窓口開設 8:30~17:00 | | | | |
| | | (原則、毎月第2・4火曜日:8:30~19:00) | | | |
| | 休館日 | 土・日、祝休日 | | | |
| | | 年末年始(12月29日~1月3日) | | | |
| 川東タウンセンター | 窓口開設 | 8:30~17:00 | | | |
| | | (原則、毎週土曜日:8:30~19:00) | | | |
| | 休館日 | 月曜日(祝休日除く)、祝休日の翌日(土・日除く) | | | |
| | | 年末年始(12月28日~1月3日) | | | |
| 城北タウンセンター | 窓口開設 | 8:30~17:00 | | | |
| | 休館日 | 月曜日(祝休日除く)、祝休日の翌日(土・日除く) | | | |
| | | 年末年始(12月28日~1月3日) | | | |

15 窓口別の取扱件数

| 施設名 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成 30 年度 | 平 均 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 小田原市役所本庁舎 | 237, 969 件 | 248,676 件 | 232, 492 件 | 239,644 件 |
| 川東タウンセンター | 154, 059 件 | 163, 279 件 | 139, 263 件 | 152, 200 件 |
| 城北タウンセンター | 56,358件 | 56,304件 | 49,553件 | 54,073 件 |

[※]届出業務・証明発行業務・収納業務の合計取扱件数

入札参加申込書

令和 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

申込人 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

印

電子モニター及び付属機器設置場所の貸付に係る入札案内書の内容を承知の上、下記貸付物件の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加を申込みます。また、小田原市のホームページに落札金額及び落札者を掲載することに同意します。

| 施設名 | 所在地 | 貸付場所 |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 小田原市役所本庁舎 | 小田原市荻窪 300 番地 | 2階戸籍住民課前待合ロビーの一部 |
| | | 2階戸籍住民課受付カウンターの一部 |
| 川東タウンセンター | 小田原市中里 273 番地の 6 | 1階住民窓口前待合ロビーの一部 |
| | | 1階住民窓口受付カウンターの一部 |
| 城北タウンセンター | 小田原市飯田岡 382 番地の 2 | 1階住民窓口前待合ロビーの一部 |

添付書類(提出する書類に○を付けること)

- () ① 誓約書
- ()② 小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書
- ()③ 印鑑登録証明書(個人)
- () ④ 身分証明書(個人)
- () ⑤ 印鑑証明書(法人)
- ()⑥ 登記事項証明書等(法人)
- () (7) 納税証明書

個人:国税(申告所得税、消費税・地方消費税)及び住民登録地の市税(市県民税)

法人:国税(法人税、消費税・地方消費税)及び本店(主たる事務所)所在地の市税(法人市民税)

- () ⑧ 電子モニター及び付属機器の設置の実績等を証する書類
- () ⑨ 電子モニター及び付属機器の仕様がわかる書類

担当者氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス

誓 約 書

令和 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

誓約者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

印

小田原市が行う電子モニター及び付属機器設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 会社更生法第17条の規程に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法第2 1条の規程に基づく再生手続き開始の申立てはされておりません。
- 3 設置場所の状況、入札案内書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。

以上

小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書

令和 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

誓約者 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

印

小田原市が行う電子モニター及び付属機器設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 誓約者(法人の場合、法人及び役員)は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下、「市 条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等
 - (3) 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
 - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。)
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実が ある者
- 2 上記1に該当する者でないことを確認するため、小田原市から氏名(法人の場合は役員)、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類(住民票等)を添付の上、速やかに書面により提出します。また、小田原市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

以上

様式4

入 札 書

令和 年 月 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

申込人 住所又は所在地 氏名又は名称 代表者名

印

件 名 電子モニター及び付属機器設置場所の貸付に係る一般競争入札

| | 億 | 千万 | 百万 | 拾万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 壱 | |
|------|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | | | | | | | | | | 円 |

- (注) 1. 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」または「\mathbf{\formal}」を記入すること。
 - 2. 記載する金額は、1か月(月額)の貸付料の金額で、消費税を加算しない金額を記入すること。

令和 年 月 日

委 任 状

| 小田原市長 | 守 | 屋 | 輝 | 彦 | 镁 | | | | | | | |
|--------|-----|-----|----|----|------|-----|---------------------------------------|------|------|----------|-----|-------|
| 私は、 | | | | | | | _を代理 | 里人とし | して次い | の事項 | を委任 | こします。 |
| | | | | 不多 | | 任 | 事 | 項 | | | | |
| 電子モニター | 及び付 | 人属機 | 器設 | 置場 | 所の1 | 貸付に | 「係る- | 一般競争 | ・入札に | <u> </u> | る一切 | の権限 |
| | | | | | 一一一一 | 任 者 | ————————————————————————————————————— | | | | | |
| | | | | | | 14. | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

委任者 住所又は所在地 氏名又は名称

代表者名

印

仕 様 書

この仕様書は、電子(市政情報・動画広告用及び番号表示用)モニター及び付属機器(以下「電子モニター」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

1 設置場所及び設置機器

| 施設名 | 設置機器 | 設置場所 |
|-----------|------------|---------------------|
| 小田原市役所本庁舎 | 広告モニター | 2階戸籍住民課前待合ロビー(柱の一部) |
| | 窓口受付システム | 2階戸籍住民課受付カウンターの一部 |
| | 呼出番号案内システム | 2階戸籍住民課前待合ロビー(柱の一部) |
| 川東タウンセンター | 広告モニター | 1階住民窓口前待合ロビー(壁の一部) |
| | 窓口受付システム | 1 階住民窓口受付カウンターの一部 |
| 城北タウンセンター | 広告モニター | 1階住民窓口前待合ロビー(壁の一部) |

2 貸付期間

令和3年(2021年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日まで(5年間)

3 設置時期

小田原市と電子モニター設置事業者(以下「事業者」という。)の協議により決定する日とする。

4 運用開始日

小田原市と事業者の協議により決定する。

5 設置対象施設概要

| 施設名 | | 概要 |
|-----------|-------|---------------------------|
| 小田原市役所本庁舎 | 窓口開設 | 8:30~17:00 |
| | | (原則、毎月第2・4火曜日:8:30~19:00) |
| | 休 館 日 | 土・日、祝休日 |
| | | 年末年始(12月29日~1月3日) |
| 川東タウンセンター | 窓口開設 | 8:30~17:00 |
| | | (原則、毎週土曜日:8:30~19:00) |
| | 休 館 日 | 月曜日(祝休日除く)、祝休日の翌日(土・日除く) |
| | | 年末年始(12月28日~1月3日) |
| 城北タウンセンター | 窓口開設 | 8:30~17:00 |
| | 休 館 日 | 月曜日(祝休日除く)、祝休日の翌日(土・日除く) |
| | | 年末年始(12月28日~1月3日) |

6 設置機器の仕様

電子モニター及び付属機器とは、広告モニター、窓口受付システム、呼出番号案内システムで構成し、「別表1 各施設設置台数」及び「別表2 戸籍住民課窓口業務フロー」が実現できるものであるとともに、その仕様の詳細は次のとおりとする。

(1) 広告モニター

- ア モニターサイズは、市役所本庁舎50型程度、川東タウンセンター40型程度、 城北タウンセンター30型程度とする。画面表示が明瞭で視認性に優れたもの であること。
- イ 音声出力及び音量調節機能があること。
- ウ タイマーによる電源の自動投入、自動遮断が可能なもの。
- エ 表示時間の25%を目安に行政情報の表示を行うこと。

(2)窓口受付システム

ア タッチパネル式番号発券機

- (ア) 簡易な操作で番号札を発券できること。
- (イ) 市役所本庁舎設置機器は、6業務の番号札を発券できる。また、川東タウンセンター設置機器は、4業務の番号札を発券できること。
- (ウ) 市役所本庁舎設置機器は、業務選択後、申込用紙記載状況の案内や対象 窓口案内等が画面遷移で情報発信できること。
- (エ) 市役所本庁舎の番号札には発券年月日、時刻、対象窓口情報、簡易な文字情報及びQRコードによる、番号札の呼び出し状況HPへのアクセス情報等を記載できること。
- (オ) 業務別に受付件数や待ち時間の統計が取れること。
- (カ) 消耗品の番号札用紙は、事業者により適宜、設置窓口へ収めること。

イ 呼出操作機

- (ア) 簡易な操作で、業務ごとの番号を呼び出しできること。
- (イ) 前に一度呼び出した番号を次に呼び出す番号として再設定できること。
- (ウ) 任意の番号の呼び出しを保留できること。

ウ 個別表示機

- (ア) 番号の表示と音声で呼出を行えること。
- (イ) 番号表示は明瞭で視認性に優れたものであること。
- (ウ) 番号の表示を任意で消去できること。

エ 呼出用モニター

- (ア) 市役所本庁舎のモニターサイズは 50 型程度とする。川東タウンセンター のモニターサイズは 17~24 型程度とすること。
- (イ) 画面表示が明瞭で視認性に優れたものであること。
- (ウ) 音声出力及び音量調節機能があること。

(3) 呼出番号案内システム (市役所本庁舎のみ)

ア 呼出用モニター

- (ア) モニターサイズは50型程度とする。
- (イ) 画面表示が明瞭で視認性に優れたものであること。
- (ウ) 音声出力及び音量調節機能があること。
- イ 番号札及びクリアファイル (呼出番号案内システム用)
 - (ア) 番号札は繰り返し利用できるものとする。
 - (4) クリアファイルは番号をバーコードで呼び出せるようにするとともに、 番号札の呼び出し情報HPへアクセスできるよう、番号、バーコード及び QRコードを付すこと。
 - (ウ) クリアファイルは必要に応じ、事業者による補充を行う。
 - (エ) 番号札とクリアファイルは番号ごと、セットで保管できるものとする。
- ウ バーコードリーダー及び操作用機器の設置方法
 - (ア) バーコードの読み取りのみで、番号の呼出表示もしくは表示の消去を 行えること。
 - (4) 操作用機器は任意で呼出番号を入力できると共に、モニター上における呼出表示及び表示の消去に関する操作を簡易に行えるものとする。

7 機器の設置等について

- (1) 省スペース、省電力に配慮した機器を選定すること。
- (2) 電力は、AC100V を使用すること。
- (3) 機器等の設置に当たっては、施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにすること。
- (4) 機器等の転倒や落下、破損等を防止するなど、来庁者や職員の安全対策を十分 に施すこと。
- (5) 設置工事に当たっては、市の担当部署と協議を行い進めること。また、維持管理、保守、撤去及び設置期間終了後の原状回復においても同様とする。

8 行政情報及び広告映像の放映等

- (1) 広告の放映時間は、施設開館日の午前8時30分から午後5時15分までとする。 なお、市役所本庁舎のみ毎月第2・4火曜日は午前8時30分から午後7時15 分までとすること。
- (2) 放映する広告映像の内容等については、小田原市有料広告掲載要綱を遵守するとともに、小田原市広告審査会での審査後、放映することができるものとする。
- (3) 放映回数、回転数、管理等については、協議の上決定する。
- (4) 広告モニターから発する音量は、調整ができるものとするとともに市の業務に 支障がないようにする。

9 機器の保守について

機器及びソフトウェアに異常が生じた場合は、原則即日復旧作業を行うこと。ただし、異常発生の時間帯によっては翌日対応も可能とする。

10その他

- (1) この仕様にない事項は協議の上決定する。
- (2) 契約期間中に、関連機器の調達・設置・稼働調整に時間を要す場合、窓口業務に 支障が生じないよう協議する。なお、一時的に現行機種を継続利用する場合は、そ の期間を明確にするとともに、その間、対象機器が故障等により使用不可となっ た場合は、事業者がスポットにて修理業者を手配し、窓口業務に支障が生じない ようにする。

別表1 各施設設置台数

| 施設名 | | 設置機器 | 設置数 |
|-----------|------------|------------------|-----|
| 小田原市役所本庁舎 | 広告モニター | | 2台 |
| | 窓口受付システム | タッチパネル式番号発券機 | 1台 |
| | | 呼出操作機 | 4台 |
| | | 個別表示機 | 4台 |
| | | 呼出用モニター | 1台 |
| | 呼出番号案内システム | 呼出用モニター | 1台 |
| | | 番号札及びクリアファイル | 必要数 |
| | | バーコードリーダー及び操作用機器 | 1台 |
| 川東タウンセンター | 広告モニター | | 1台 |
| | 窓口受付システム | タッチパネル式番号発券機 | 1台 |
| | | 呼出操作機 | 1台 |
| | | 個別表示機 | 1台 |
| | | 呼出用モニター | 1台 |
| 城北タウンセンター | 広告モニター | | 1台 |

別表 2 戸籍住民課窓口業務フロー

1 窓口受付システム (届出・受付・収納業務)

| No | 業務手順 | | 業務内容 | 使用する付属機器 |
|----|--------|-------------|--|-----------------|
| 1 | 番号札の発行 | Α | 窓口を利用する市民は、番号発券機にて利用する業務を選択し、番号札を受け取る。 | タッチパネル式番号発 券 |
| | | > | 番号札を取る際に、手続き に必要な書類の記入が完了 しているか情報提供する。 | |
| | | A | 対象の手続きがどの窓口で 実施されているかについて 窓口レイアウト図で情報提 供する。 | |
| | | > | 番号札にQRコードが出力され、専用のホームページにアクセスすることで、窓口で現在の呼び出し状況が把握できる。 | |
| 2 | 番号札による | > | 各窓口は番号発券機のデー | 受付番号呼出機 |
| | 呼び出し | > | タを元に、番号札の番号で 呼び出し受付を行う。 呼出用モニターによる呼び 出しも並行して行う。 | 呼出用モニター |

2 呼出番号案内システム(証明受付・交付業務)

| No | 業務手順 | | 業務内容 | 使用する付属機器 |
|----|-----------|-------------|--|------------------------------------|
| 1 | 番号札の発行 | A | 市民から証明書請求書等を 受け取ったら番号札を渡 し、受領した申請書をクリ アファイルに入れる。 | 番号札及びクリアファ イル |
| 2 | 証明書の作成 | A | 請求書等に基づき、証明書 等の作成を行う。出来た証 明書等は請求書等と共にク リアファイルに入れ、交付 窓口へ。 | 番号札及びクリアファ イル |
| 3 | 番号による呼び出し | <i>></i> | 証明書等の内容を確認後、 クリアファイルに付随する バーコードを読み取り、呼 出用モニターで対象の市民 を呼び出す。 | バーコードリーダー、 操作用パソコン及び呼 出用モニター |
| 4 | 証明書の交付 | > | 市民へ証明書等を交付する 際に番号札を回収する。 | 番号札及びクリアファ イル |

公有財産賃貸借契約書(案)

小田原市(以下「貸付人」という。)と_____(以下「借受人」という。)とは、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

- 第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。
- 2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(貸付物件)

第2条 貸付人は、次の物件(以下「貸付物件」という。)を借受人に貸し付ける。 小田原市荻窪300番地 小田原市役所本庁舎ほか2箇所(内訳及び詳細は「別表1」 のとおり)

(使用目的)

第3条 借受人は、貸付物件を電子モニター(行政情報・動画広告用及び番号表示用)及 び付属機器(以下「電子モニター」という。)の設置し運営することを目的として借り受 けるものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、令和3年(2021年) 10月 1日から令和8年(2026年) 9月30 日までとする。

(貸付料)

- 2 借受人は、前項に定める貸付料を、貸付人の定める納入期限までに、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(電気料金の支払い)

- 第6条 貸付人は、本件電子モニターが設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を 基に、設置された電子モニターの仕様による電気使用量から按分して算出した電気料を 借受人に請求するものとする。
- 2 前項の電気料は、実稼働時間(市役所及び地域センターの住民窓口の開庁時間をいう。) や施設の電気料金単価等が変更になった場合、変更後に計算した額とする。
- 3 借受人は、電気料を貸付人の定める納入期限までに貸付人の発行する納入通知書により年額を貸付人に納入するものとする。

(延滞金)

第7条 借受人は、前2条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料及び電気料(以下「貸付料等」という。)を納付しないときは、当該納入期限の翌日から遅延日数に応じ、当該未納額に年14.6パーセントの割合で計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときには、その端数金額又はその金額を徴収しない。)を延滞金として、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

- 第8条 借受人は、電子モニターにより広告を放映する広告主の選定及び広告の内容について、小田原市有料広告掲載要綱及び小田原市施設内掲示型有料広告事業に係る広告モニター広告掲載要領(以下「要綱等」という。)を遵守するとともに、事前に貸付人の審査を受け、その承認を得たものでなければ放映できない。
- 2 借受人は、前項に定める審査を受けるため、放映する広告のデータ等必要な資料を貸付人の指定する日までに、貸付人に提出するものとする。
- 3 貸付人及び借受人は、広告主の選定及び広告内容について、市の施設の公共性、美観 及び施設利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正)

- 第9条 貸付人は、広告内容、デザイン等が要綱等に違反していると認められるとき及び 市の施設で放映する広告としてふさわしくないと貸付人が合理的な理由により判断した ときは、いつでも、借受人に対して広告の内容の修正を求めることができ、借受人はこ れに従わなくてはならない。
- 2 前項の修正にかかる費用は、借受人が負担するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 借受人は、広告の内容を変更するときは、あらかじめ貸付人と協議をし、その 承認を得るものとする。

(広告内容についての責任)

- 第11条 借受人は、広告映像の内容について、次に定める事項を遵守するものとする。
 - (1) 広告内容に関する一切の責任は借受人が負うものとし、貸付人は責任及び負担を負わないものとする。
 - (2) 広告内容が、第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権のすべてにつき、合理的な権利処理が完了していることについて保証するものとする。
 - (3)貸付人に対して、第三者から広告活動に関連して被害を被ったという申し出があったときは、借受人の責任及び負担において解決するものとし、貸付人は責任及び負担を負わないものとする。

(借受人と広告主との契約)

第12条 借受人は、広告の放映に当たり、広告主との間で広告放映に関する契約を締結 し、報酬等を受領できる。

(電子モニター設置に当たっての留意事項)

- 第13条 借受人は、電子モニターの設置に当たって、市の施設の維持管理及び災害時の 避難誘導に支障とならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。
- 2 借受人は、電子モニターの落下及び破損により、施設利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。
- 3 借受人は、貸付人の窓口改編、耐震化等の工事により、電子モニターの移設が発生する場合は、貸付人との事前協議を経た上で貸付人の指定する場所に移設するものとし、これに要した費用は借受人が負担する。
- 4 貸付人は、借受人に対して、前3項の留意事項についての助言及び指導を行うことができ、借受人はその助言及び指導に従わなくてはならない。
- 5 電子モニターの設置及び撤去並びに広告内容の変更等に関する作業は、借受人の希望 日時を事前に調整したうえで、貸付人が指定する日時に行うものとする。

(電子モニターの一時撤去又は広告映像の一時削除)

- 第14条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、借受人に電子モニターの一 時撤去又は広告映像の一時削除を指示することができ、借受人はこの指示に従わなくて はならない。
 - (1) 貸付人の指定する期日までに貸付料又は電気料金の納付がないとき。
 - (2) 借受人が法令又は本契約の内容に違反したとき。
 - (3) 広告主の選定又は広告内容が基準に違反したとき。
 - (4) 第9条第1項による広告内容の修正を借受人が行わないとき又は前条第4項の貸付 人の助言及び指導に借受人が従わないとき。
 - (5) その他、電子モニター設置及び広告映像の放映を継続することが、社会通念上著し く不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると貸付人が判断したとき。
- 2 前項の各号に掲げる事由が解消されたと貸付人が認めるときは、借受人は電子モニターの設置及び広告映像の放映を再開することができるものとする。
- 3 前2項の場合において必要な費用は借受人が負担するものとする。
- 4 第1項の規定による指示があったにもかかわらず、相当の期間を経過してもなお、借受人が指示に従わないときは、貸付人は借受人の承諾を得ることなく電子モニターを自ら一時撤去又は広告映像の一時削除をすることができ、これに要した費用は借受人が負担するものとし、貸付人はこれによって生じた借受人の損害の賠償の責めを負わないものとする。
- 5 第1項又は前項の規定により一時撤去又は一時削除が行われた場合は、貸付人は当該 期間中の納付済貸付料を違約金とみなし、借受人にその返還をしない。この場合におい て、その違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

(契約保証金)

- - 貸付人の発行する納入通知書により、納付しなければならない。
- 2 貸付人は、貸付料等の納入が遅延した場合において契約保証金を充当するほか、貸付 に伴う一切の損害賠償に充当することができる。
- 3 貸付人は、貸付期間が満了した場合において、借受人が貸付物件を原状に復して貸付 人に返還したときは、契約保証金を借受人に返還するものとする。
- 4 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

(瑕疵担保)

第16条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵を発見しても、貸付人に対し、貸付料の減額又は損害賠償等の請求をすることができない。

(禁止事項)

- 第17条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1)貸付物件を、第3条に規定する使用目的以外で使用すること。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(維持保全義務)

- 第18条 借受人は、貸付物件を、善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければ ならない。
- 2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(費用の負担)

第19条 借受人は、電子モニターの設置費、情報コンテンツ及び広告の作成費、維持管理費、撤去費及びその他本契約の履行上必要なすべての費用を自ら負担しなければならない。ただし、第21条第2項の規定により撤去する場合は、この限りでない。

(実地調査等)

第20条 貸付人は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は借受人に報告若しく は資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、借受人は、その調 査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第21条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除する

ことができるものとし、このために借受人に損害が生じても、貸付人は、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 借受人が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分及び滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生及び会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。
- (7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又 は事実上営業を停止したとき。
- (8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると貸付人が認めたとき。
- (10) 貸付料その他の債務の支払いを、納入期限から3か月以上怠ったとき。
- (11) その他前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。
- 2 貸付人は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、 この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第22条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により借受人に損害が生じても、貸付人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 借受人が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等(以下本条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
 - (2) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。
 - (3) 借受人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
 - (4) 借受人又は役員等(借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、支店又は営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、貸付人が契約を解除した場合においては、借受人は、契約金額の 100分の10に相当する額を貸付人に違約金として、貸付人の指定する期間内に支払 わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第23条 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、 遅滞なく貸付人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしな ければならない。
- 2 借受人は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じる おそれがある場合は、貸付人と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 借受人は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その 旨を直ちに貸付人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなけれ ばならない。

(貸付物件の返還)

第24条 借受人は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約 を解除されたときは、貸付物件を原状に回復し、貸付人の指定する期日までに返還しなければならない。

(違約金)

- 第25条 借受人は、第4条に規定する契約期間中に、第3条及び第17条に違反したときは、第5条に規定する貸付料の総額の100分の10に相当する額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。
- 2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第28条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(相殺)

第26条 貸付人は、借受人が違約金その他借受人の負担する金額を支払わない場合は、 契約保証金その他借受人の支払うべき一切の債務と相殺することができる。

(貸付料の清算)

- 第27条 貸付人は、本契約が第21条第1項の規定により貸付期間の中途で解除された場合において、その原因が借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを借受人に対して返還しない。
- 2 貸付人は、第21条第2項の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料 のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算 により返還する。

(損害賠償等)

第28条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために、貸付人に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(有益費の請求権の放棄)

第29条 借受人は、貸付期間が満了した場合又は第21条の規定により本契約が解除された場合において、本貸付物件に投じた改良費等の有益費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求することができない。

(著作権等)

- 第30条 借受人は、電子モニター設置及び広告映像の制作に際して、著作権、特許権、 実用新案、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対 象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負 わなければならない。
- 2 貸付人が、本契約に基づき放映されている情報コンテンツに掲載されている写真又は 画像データを、施設や事業の紹介等の行政目的のために貸付人が作成若しくは関与する 印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、借受人はその掲載を許諾するように努め なければならない。ただし、第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれがある場合は この限りではない。

(行政情報の作成及び流用禁止等)

- 第31条 電子モニターで放映する行政情報は、貸付人の提供する素材をもとに、借受人 が作成(データ変換等を含む。)するものとする。
- 2 貸付人は、借受人に提供する素材の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び素材の内容にかかる財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることを保証する。
- 3 貸付人は、借受人が電子モニターで放映するために作成した貸付人の行政情報を、借 受人の電子モニター以外で放映してはならない。ただし、あらかじめ借受人の書面によ る承諾を得た場合はこの限りではない。

(疑義等の決定)

第32条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、当事者間で協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第33条 この契約に関する訴えの管轄は、小田原市の所在地を管轄区域とする横浜地方 裁判所とする。 この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保管す る。

令和 年 月 日

 貸付人
 住 所
 小田原市荻窪300番地

 氏 名
 小田原市長
 守 屋 輝 彦

借受人 住 所

名 称

氏 名

(別表1)

| 施設名 | 所在地 | 貸付場所 |
|-----------|----------------|-------------------|
| 小田原市役所本庁舎 | 小田原市荻窪300番地 | 2階戸籍住民課前待合ロビーの一部 |
| | | 2階戸籍住民課受付カウンターの一部 |
| 川東タウンセンター | 小田原市中里273番地の6 | 1 階住民窓口前待合ロビーの一部 |
| | | 1 階住民窓口受付カウンターの一部 |
| 城北タウンセンター | 小田原市飯田岡382番地の2 | 1 階住民窓口前待合ロビーの一部 |

(別表2)

| 施設名 | 年間の貸付金額 |
|-----------|---------|
| 小田原市役所本庁舎 | |
| 川東タウンセンター | |
| 城北タウンセンター | |